

開催趣旨

建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準が改正されました。

国土交通省では、近年、建築物の設計業務及び工事監理業務が多様化・複雑化していることや、発注者の要求水準が高まったこと等に伴い、業務報酬基準の前提としている業務と現状の業務実態に乖離が生じていることを踏まえ、先に実施の調査結果に基づき、建築士が業務に応じた適正な報酬を得ることができるよう、同基準の改正を行いました。

つきましては、同基準の改正内容について建築士をはじめとした関係方面へ広く周知を図るため、参加費**無料**の説明会を開催いたします。

この機会に多くの方々に聴講いただき、建築士の適正な業務報酬による業務の健全化、良質な建築物の提供に役立てていただきますようお願い申し上げます。

主催等

主催：日本建築士会連合会、一般社団法人福井県建築士会

共催：公益社団法人日本建築家協会、一般社団法人日本建築構造技術者協会、

一般社団法人日本建築士事務所協会連合会、一般社団法人日本建設業連合会、

一般社団法人日本設備設計事務所協会連合会、一般社団法人建築設備技術者協会、一般社団法人福井県建築士事務所協会

協力：国土交通省

講義科目

①建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準の改正内容等について

②改正建築士法の概要（情報提供）

開催地・開催日時・定員・会場・申込先等

1.開催日 平成31年3月13日（水）

[受講申込書]

13：30～15：30（13時から受付開始）

FAX0776-24-9570

2.会場 福井県中小企業産業大学校

特別教室（福井市下六条町16-15）

3.定員 60名（定員に達し次第締め切ります）

4.申込先 一般社団法人福井県建築士会

福井市御幸3-10-15 TEL0776-24-8781

5.申込方法

申込書に記入後、福井県建築士会にFAXして下さい。

●当日、テキストを無料で配布いたします

※午前の講習がほぼ定員に達しましたので、急遽午後の部の講習を開催いたします。

氏名	
勤務先	
電話番号	
住所	〒
CPD 番号	